

137. 酒 類 販 売 (消費) 量

注：1 本表は酒類製造業者から消費者に小売した数量、酒類卸売業者が小売した数量及び酒類小売業者の販売数量の総計である。
 2 平成元年4月1日酒税法の改正により、清酒及びウイスキーの級別制度、みりんの品目区分廃止。
 ただし、清酒については経過措置が講じられ、平成元年4月1日～4年3月31日まで1級及び2級に区別される。

単位：kl

区 分	昭和61年度	62	63	平成元	2	
総 計	114 487	116 721	121 737	126 453	131 756	
清 酒	計	26 005	25 842	25 529	24 377	25 318
	特 級	520	492	486	—	—
	1 級	15 174	15 018	13 816	14 320	14 562
	2 級	10 310	10 333	11 227	10 053	10 759
合 成 清 酒	383	382	377	361	369	
しょうちゅう	計	3 550	3 166	3 086	2 667	2 802
	甲 類	1 694	1 472	1 424	1 155	1 214
	乙 類	1 853	1 695	1 662	1 513	1 588
み り ん	計	1 331	1 390	1 414	1 420	1 423
	本みりん	1 310	1 370	1 396	—	—
	本直し	21	19	19	—	—
ビ ー ル	78 151	81 255	86 331	92 488	96 431	
果 実 酒	545	564	681	839	868	
甘 味 果 実 酒	304	308	312	281	268	
ウイスキー及び ブランデー	計	2 804	2 770	2 950	2 637	2 285
	特 級	1 444	1 394	1 453	—	—
	1 級	298	276	257	—	—
	2 級	1 062	1 100	1 241	—	—
ス ピ リ ッ ツ 類	264	221	201	358	517	
リ キ ュ ー ル 類	796	785	815	984	1 436	
発 ば り 酒	23	13	8	3	1	
そ の 他 の 雑 酒	31	26	29	36	39	

資料：名古屋国税局